(内閣委員会)

政 治 分 野 に お け る 男 女 共 同 参 画 \mathcal{O} 推 進 に 関 す る 法 律 案 衆 第 一二号) 衆 議 院 提 出 要

本 法 律 案 は 政 治 分 野 に お け る 男 女 共 同 参 画 が 玉 又 は 地 方 公 共 寸 体 に お け る 政 策 \mathcal{O} 立 案 及 び 決 定 に お 11

て 多 様 な 玉 民 \mathcal{O} 意 見 が 的 確 12 反 映 さ れ る た \Diamond に 層 重 要 لح な ること 12 鑑 4 政 治 分 野 に お け る 男 女 共 同 参 画

を 効 果 的 か 0 積 極 的 に 推 進 す る た 8 男 女 共 同 参 画 社 会 基 本 法 \mathcal{O} 基 本 理 念 に \mathcal{O} 0 لح り、 政 治 分 野 に お け る 男

女 共 同 参 画 \mathcal{O} 推 進 に 0 1 て そ \mathcal{O} 基 本 原 則 を 定 \Diamond 並 U に 玉 及 \mathcal{U} 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 責 務 等 を 明 5 カ に す る ح ح

ŧ に 政 治 分 野 に お け る 男 女 共 同 参 画 \mathcal{O} 推 進 に 関 す る 施 策 \mathcal{O} 基 本 لح な る 事 項 を 定 8 ょ う と す る ŧ \mathcal{O} で あ り、

その主な内容は次のとおりである。

、基本原則

1 政 治 分 野 に お け る 男 女 共 同 参 画 \mathcal{O} 推 進 は 衆 議 院 議 員 参 議 院 議 員 及 び 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 議 会 \mathcal{O} 議 員 \mathcal{O}

選 挙 に お 1 7 政 党 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 政 治 寸 体 \mathcal{O} 候 補 者 \mathcal{O} 選 定 \mathcal{O} 自 由 候 補 者 \mathcal{O} <u>\f\</u> 候 補 \mathcal{O} 自 由 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 政 治 活 動

 \mathcal{O} 自 由 を 確 保 L 0 0 男 女 \mathcal{O} 候 補 者 \mathcal{O} 数 が で き る 限 ŋ 均 等 とな ることを 目 指 L て 行 わ れ る t \mathcal{O} す る。

2 政 治 分 野 に お け る 男 女 共 同 参 画 \mathcal{O} 推 進 は 自 5 \mathcal{O} 意 思 に ょ 0 て 公 選 に ょ る 公 職 等 と L て \mathcal{O} 活 動 に 参 画

し、 又 は 参 画 L ようとする 者 12 対 す るこ れ 5 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 間 に お け る 交 流 \mathcal{O} 機 会 \mathcal{O} 積 極 的 な 提 供 及 び そ \mathcal{O} 活 用

を 通 じ カュ つ、 性 別 に ょ る 古 定 的 な 役 割 分 担 等 を 反 映 L た 社 会 12 お け る 制 度 又 は 慣 行 が 政 治 分 野 に お け

る 男 女 共 同 参 画 \mathcal{O} 推 進 に 対 L 7 及 ぼ す 影 響 に 配 慮 L て、 男 女 が そ \mathcal{O} 性 别 に カ か わ ŋ な < そ \mathcal{O} 個 性 لح

能 力 を + 分 に 発 揮 で きるよ j に す ることを旨 とし て 行 わ れ な け れ ば な 5 な

3

政

治

分

野

に

お

け

る

男

女

共

同

参

画

 \mathcal{O}

推

進

は

男

女

が

そ

 \mathcal{O}

性

別

に

か

カコ

わ

り

な

く

相

互

 \mathcal{O}

協

力

と

社

会

 \mathcal{O}

支

援 \mathcal{O} 下 に、 公 選 に ょ る 公 職 等 لح L て \mathcal{O} 活 動 لح 家 庭 生 活 لح \mathcal{O} 円 滑 か 0 継 続 的 な 両 立 が 可 能 とな ることを 旨

として、行われなければならない。

玉 及 び 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 責 務 並 び に 政 党 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 政 治 寸 体 \mathcal{O} 努

力

1 国及び地方公共団体の責務

玉 及 び 地 方 公 共 寸 体 は 12 定 \Diamond る 基 本 原 則 12 \mathcal{O} 0 لح り 政 党 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 政 治 寸 体 \mathcal{O} 政 治 活 動 \mathcal{O} 自 由 及

び 選 挙 \mathcal{O} 公 正 を 確 保 L 0 0 政 治 分 野 12 お け る 男 女 共 同 参 画 0 推 進 に 関 L 7 必 要 な 施 策 を 策 定 Ļ 及 てバ

これを実施するよう努めるものとする。

2 政党その他の政治団体の努力

政 党 そ \mathcal{O} 他 0 政 治 寸 体 は 12 定 8 る 基 本 原 則 に \mathcal{O} 0 と り、 政 治 分 野 12 お け る 男 女 共 同 参 画 0 推 進 に

関 L 当 該 政 党 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 政 治 寸 体 に 所 属 す る男 女 \mathcal{O} そ れ ぞ れ \mathcal{O} 公 職 \mathcal{O} 候 補 者 \mathcal{O} 数 に 9 11 て 目 標 を 定 め る

等、 自 主 的 に 取 り 組 む ょ う 努 \otimes る t \mathcal{O} とす る。

三、実態の調査及び情報の収集等

1 玉 は 政 治 分 野 に お け る 男 女 共 同 参 画 \mathcal{O} 推 進 に 関 す る 取 組 に 資 す るよ s う、 玉 内 外 に お け る当 該 取 組

 \mathcal{O}

状 況 に 関 す る 実 態 \mathcal{O} 調 査 並 び に 当 該 取 組 に 関 す る 情 報 \mathcal{O} 収 集 整 理 分 析 及 び 提 供 $\widehat{2}$ 及 び 七 に お 11 て

実 態 \mathcal{O} 調 査 及 U 情 報 \mathcal{O} 収 集 等 とい う。 を 行 う Ł \mathcal{O} لح す る。

体 に お け る 実 態 \mathcal{O} 調 査 及 \mathcal{U} 情 報 \mathcal{O} 収 集 等 を 行 う Ĺ う 努 め る Ł \mathcal{O} とす Ź。

四、啓発活動

2

地

方

公

共

寸

体

は

政

治

分

野

に

お

け

る

男

女

共

同

参

画

 \mathcal{O}

推

進

に

関

す

る

取

組

に

資

す

るよう、

当

該

地

方

公

共

寸

玉 及 \mathcal{U} 地 方 公 共 寸 体 は 政 治 分 野 12 お け る男 女 共 同 参 画 0 推 進 12 0 ١, て、 国 民 0 関 心 کے 理 解 を 深 めると

とも に 必 要 な 啓 発 活 動 を 行 うよう努め る ŧ \mathcal{O} とする。

五、環境整備

玉 一 及 び 地方公共団体 は、 政 治 分野に おける男女共同 参 画 の推 進に関する取組を積極的に進めることがで

きる環境の整備を行うよう努めるものとする。

六、人材の育成等

玉 及 び 地 方 公 共 団 体 は、 政 治 分野 に おける男女 人 共 同 参 画 が 推 進されるよう、 人材の 育成及び 活用に資す

る施策を講ずるよう努めるものとする。

七、法制上の措置等

玉 は 実 態 \mathcal{O} 調 査 及 び 情 報 \mathcal{O} 収 集 等 \mathcal{O} 結 果を踏り まえ、 必要が あ ると認 めるときは、 政治 分 野 に お ける 男

女 共 同 参 画 \mathcal{O} 推 進 \mathcal{O} た \Diamond に 必 要 な 法 制 上 又 は 財 政 上 \mathcal{O} 措 置 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 措 置 を講ずる ものとする。

八、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。